

和歌山県における技能者が3割以上在籍する林業経営体登録・公表要領

(趣旨)

第1 「林業の作業現場における技能者の在籍状況の把握等について」(令和7年3月21日付け6林政経第365号経営課長・森林利用課長通知、以下「課長通知」という。)に基づき、技能者が3割以上在籍している林業経営体の登録及び公表について、課長通知に定めのあることのほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 本要領において、用語の定義を次の各号のとおりとする。

- (1) 「林業経営体」とは、林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号、以下「労確法」という。)第5条第1項の認定を受けている者(以下「改善計画認定事業体」という。)又は森林経営管理法(平成30年法律第35号)第36条第2項の規定により公表されている者(以下「意欲と能力のある林業経営者」という。)とする。
- (2) 「技能者」とは、林野庁が実施する緑の雇用事業における現場管理責任者(フォレストリーダー)研修又は統括現場管理責任者(フォレストマネージャー)研修の修了者若しくは職業能力開発促進法に基づく林業技能検定2級又は1級の合格者とする。

(登録基準)

第3 登録基準は、改善計画認定事業体の場合は次の各号を全て、意欲と能力のある林業経営者の場合は(1)の内容を満たしていることとする。

- (1) 常時雇用する現場従事者数のうち、技能者の合計数が3割以上を占めていること。ただし、複数の資格(林業技能士にあっては複数の級)を持つ現場従事者は1名として計上すること。
- (2) 労確法第5条第1項に基づく認定を受けた計画(以下「改善計画」という。)において、資格の有無を給与や能力評価に反映するなどの具体的な処遇改善措置を計画し実施していること。

(登録申請)

第4 登録を受けようとする林業経営体は、公表を希望する日の30日前までに和歌山県における技能者が3割以上在籍する林業経営体登録申請書(別記第1号様式)に技能者在籍状況一覧表(別記第2号様式)及び関係書類を付して知事に提出するものとする。

(登録審査)

第5 知事は、第4に基づく登録申請があった場合、遅滞なく当該申請の内容が第3に規定する登録基準に適合するかについて審査するものとする。

(登録)

第6 知事は、第5に規定する登録審査により、登録基準に適合する林業経営体について和歌山県における技能者が3割以上在籍する林業経営体登録簿(以下、「登録簿」という。)(別記第3号様式)に登録するとともに、和歌山県における技能者が3割以上在籍する林業経営体登録通知書(別記第4号様式)により通知するものとする。

(公表)

第7 知事は、第6により登録した林業経営体の情報を、登録簿により遅滞なく県ホームページに公表するものとする。

(変更の届出)

第8 第6により登録された林業経営体は、登録を受けた現場従事者の在籍状況に変更が生じたときは、ただちに和歌山県における技能者が3割以上在籍する林業経営体変更届出書(別記第5号様式)に現場従事者在籍状況一覧表(別記第2号様式)及び関係書類を付して知事に提出するものとする。

2 知事は、前項に基づく変更届出があった場合は、第5から第7の規定を準用して届出内容の審査、登録、公表を行うものとする。この場合において、第6中「和歌山県における技能者が3割以上在籍する林業経営体登録通知書(別記第4号様式)」とあるのは、「和歌山県における技能者が3割以上在籍する林業経営体変更通知書(別記第6号様式)」と読み替えるものとする。

3 登録簿に記載される以下の内容については、改善計画認定事業体及び意欲と能力のある林業経営者として登録されている内容に準ずるものとし、変更があった場合は登録簿により遅滞なく県ホームページに公表するものとする。

- (1) 改善計画認定事業体及び意欲と能力のある林業経営者の登録
- (2) 林業経営体名
- (3) 所在地

(登録の取り消し及び公表の中止)

第9 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 林業経営体が第2第1項の規定に適合しなくなったと認められたとき
- (2) 林業経営体が個人の場合にあってはその死亡、法人の場合にあってはその消滅、解散等が確認されたとき
- (3) 林業経営体が第3の要件に適合しなくなったと認められたとき
- (4) その他知事が取消の必要があると認めるとき

2 知事は、前項の規定によりその登録を取り消したときは、和歌山県における技能者が3割以上在籍する林業経営体登録取消通知書(別記第7号様式)により通知するものとする。

附 則

(適用日)

1 この要領は、令和8年4月1日から施行し、適用する。

(経過措置)

2 第3(2)の定めは、施行日以降に労確法第5条第1項に基づく認定を受ける場合に適用するものとし、施行日以前に認定済みの計画により登録・公表を受けようとする場合においては計画の変更等を求めない。

別記第 1 号様式

和歌山県における技能者が 3 割以上在籍する林業経営体登録申請書

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

主たる事務所の
所在地

林業経営体の名称

代表者氏名

和歌山県における技能者が 3 割以上在籍する林業経営体の登録を受けたいので、和歌山県における技能者が 3 割以上在籍する林業経営体登録・公表要領第 4 第 1 項の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

- ・技能者在籍状況一覧表（別記第 2 号様式）

別記第3号様式

和歌山県における技能者が3割以上在籍する林業経営体登録簿

年 月 日時点

登録番号	林業経営体名	所在地	登録年月日	意欲と能力のある 林業経営者※	改善計画 認定事業体※	備考

※該当する登録区分に○印を記入すること

別記第4号様式

番 年 月 号 日

様

和歌山県における技能者が3割以上在籍する林業経営体登録通知書

和歌山県知事
(公印省略)

年 月 日付けで申請のあった和歌山県における技能者が3割以上在籍する林業経営体の登録については、下記のとおり登録したので通知します。

記

- 1 登録番号
- 2 技能者の人数： 人（在籍率： %）

別記第 5 号様式

和歌山県における技能者が 3 割以上在籍する林業経営体変更届出書

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

主たる事務所の
所在地

林業経営体の名称

代表者氏名

年 月 日において登録を受けた内容について、下記のとおり変更したいので、和歌山県における技能者が 3 割以上在籍する林業経営体登録・公表要領第 8 の規定に基づき関係書類を添えて提出します。

記

- 1 変更事項の内容
- 2 技能者在籍状況一覧表（別記第 2 号様式）

別記第6号様式

番 年 月 号 日

様

和歌山県における技能者が3割以上在籍する林業経営体変更通知書

和歌山県知事
(公印省略)

年 月 日付けで届出のあった和歌山県における技能者が3割以上在籍する林業経営体変更届出書の内容を審査したところ、下記のとおり登録を変更したので通知します。

記

- 1 登録番号
- 2 技能者の人数： 人（在籍率： %）

